

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 3 月 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 新潟拠点長 魚崎 浩司

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 海況予測システム保守管理業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和 5 年 4 月 3 日
至) 令和 6 年 3 月 2 9 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とす。ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、消費税を積もった契約希望金額を、入札書に記載する金額とする。入札書の記載された金額の110分の100に相当する金額とする。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「情報処理」または「ソフトウェア開発」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付
新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地22
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 新潟拠点 管理チーム
電話 025-228-0451
FAX 025-224-0950

② 宅配便着払いによる交付
任意書式にて「海況予測システム保守管理業務入札説明書」を記載し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載の上記①にてFAX送信すること。

③ メールによる交付
任意書式にて「海況予測システム保守管理業務入札説明書」を記載し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載の上記①にてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質問がある場合には、令和5年3月10日までに上記3.にて「海況予測システム保守管理業務入札説明書」に記載したファックスにて質問を行うこと。当日までの質問を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行

うとともにもに当機構のホームページにて公表することにより
 入札説明に当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、
 同様に、対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人
 人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せあ
 害する当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和 5 年 3 月 2 7 日 1 4 時 0 0 分
 新潟県新潟市中央区水道町 1 丁目 5 9 3 9 番地 2 2
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 新潟庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の 令和 5 年 3 月 2 4 日 1 7 時 0 0 分
 受領期限及び提出場所 3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて 日本語及び日本国通貨。
 使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
 及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札
 を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先 当該契約先
 次の①及び②いずれにも該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相
 当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として
 再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発
 法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する
 者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与
 える者と認められる者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実
 績による。
- (2) 公表する情報 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約
 締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当
 機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ
 かに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機
 構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をなさるので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 海況予測システム保守管理業務
2. 業務目的 本業務は、水産研究・教育機構(以下、機構)の太平洋と東シナ海を対象としたデータ同化手法を用いた海況予測システム(以下、海況予測システム)から定期的に出力される高解像度3次元海況情報の提供を円滑に遅滞なく実施するために、本システムを保守・管理することを目的とする。
3. 業務場所 受注者指定場所および
新潟県新潟市中央区水道町1丁目 5939-22
国立研究開発法人水産研究・教育機構 新潟庁舎
4. 業務期間 自)令和5年4月3日
至)令和6年3月29日
5. 業務内容 本業務の対象とする海況予測システムの構成は下記の通りである。

(1) 出力自動可視化・公開システム

- ・計算出力の自動可視化システム
- ・計算出力画像の自動 WEB 公開システム
- ・計算出力数値データの WEB-GUI 切り出しシステム
- ・計算出力データのバックアップシステム

(2) 本システムでの使用 OS およびプログラム言語等

- ・計算出力の自動可視化システム(Linux , Fortran , shell , GrADS)
- ・計算出力画像の自動 WEB 公開システム(Linux, apache , perl , Fortran)
- ・計算出力数値データの WEB-GUI 切り出しシステム(Linux , apache , perl , Fortran)
- ・計算出力データのバックアップシステム(Linux, shell)

5-1. 定期点検業務

(1) 計算出力の自動可視化システムについて(点検実施頻度:週1回)

農林水産研究情報総合センターの高速クラスタ演算システム(HPE Apollo2000)で計算された海況予測システムの出力結果を元に GrADS スクリプトを用いて自動的に作画し、出力結果および画像を当機構新潟庁舎(以下、新潟庁舎)内のサーバーを中継し当機構外部レンタルサーバーに転送する「自動可視化システム」について、前点検時から現時点までのデータ内

容を調査・点検し、不具合が生じた場合担当者(新潟庁舎)に速やかに連絡し、協議の上修正を行う。

(2) 計算出力画像の自動 WEB 公開システムについて(点検実施頻度:週1回)

海況予測システム出力画像の自動 WEB 公開システムを前点検時から現時点までのデータを調査することによって週ごとに点検し、不具合が生じた場合担当者(新潟庁舎)に速やかに連絡し、協議の上修正を行う。

(3) 計算出力数値データの WEB-GUI 切り出しシステムについて(点検実施頻度:週1回)

海況予測システムについて、機構および地方自治体の水産試験研究機関(以下、水産機関)に提供する計算出力数値データの WEB-GUI 切り出しシステムを前点検時から現時点までのデータ内容を調査・点検し、不具合が生じた場合担当者(新潟庁舎)に速やかに連絡し、協議の上修正する。

(4) 計算出力データのバックアップシステムについて(点検実施頻度:週1回)

農林水産研究情報総合センターの高速クラスタ演算システムで計算された海況予測システム出力結果を解析サーバ(新潟庁舎内配置)へ自動転送し、磁気ディスク(HDD)バックアップ装置へ記録されているかを前点検時から現時点までのデータ内容を調査・点検し、不具合が生じた場合担当者(新潟庁舎)に速やかに連絡し、協議の上修正を行う。

(5) WEB 公開システムのアカウント管理について(点検実施頻度:週1回)

WEB 公開システムへ各水産機関がアクセスする為のユーザーアカウント管理について前点検時から現時点までのデータ内容を調査・点検し、外部情報自動取得システムアカウントとの整合性も含めて確認を行い、不具合が生じた場合担当者(新潟庁舎)に速やかに連絡し、協議の上修正を行う。

(6) 点検日について

出力自動可視化・公開システムおよび計算出力データのバックアップシステムの点検は、基本的に海況予測システムの計算出力が更新された日に実施する。

(7) 点検内容について

出力自動可視化・公開システムに関わる全てのシステムが安定的に運用できているか丁寧に点検すること。表示される画像の内容について海洋物理学的に明らかに異常がある場合は速やかに担当者(新潟庁舎)に報告し、出力自動可視化・公開システムの不具合である場合は受注者の責任においてシステムを修正すること。計算結果に異常がある場合は担当者(新潟庁舎)が再計算を行ったのち、再度公開システム用のデータ作成を速やかに行うこと。

(8) Web サーバの SSL サーバー証明書(Let's Encrypt を使用)について、3 カ月に一度更新作業を行うこと。

5-2. 出力自動可視化・公開システムの修正業務

(1) 計算出力画像の自動 WEB 公開システムについて

海況予測システムについて、2020 年度までに構築した可視化情報として、領域設定、表示すべき物理変数、動画表示期間や等値線の設定などについて、より WEB 利用者の利便性を

考慮し、利用状況に即したものとなるようシステムの一部を変更する。また機構内を含めて、新規に参画する水産機関に対応するように各機関のシステムに応じた可視内容を構築するようシステムの変更をする。公開 WEB における説明文章を修正する必要がある場合、担当者(新潟庁舎)から提供される最新のものに変更する。なお、OS、アプリケーション等のバージョンアップに伴いシステムに不具合・若しくはサーバーシステムトラブルに伴う不具合が生じた場合は、受注者の責任において原因を調査し、運用に関連するシステムの改修を行うこと。

(2) 海況予測アルゴリズム改良作業に伴う出力の可視化について

海況予測アルゴリズムに改良が加えられる毎に計算出力画像を再作成および外部レンタルサーバーへ転送し、不具合が生じれば速やかに修正する。

5-3. 情報セキュリティ対応

- (1) 平日(土日祝日を除いた日)において 1 日 1 回改ざんが無いか確認し、問題が発生した場合は担当者(新潟庁舎)に直ちに連絡する。
- (2) OS 及びシステム構築に使用しているソフトウェアについて、情報セキュリティ上問題となる脆弱性が見つかった場合には、担当者(新潟庁舎)と相談の上ソフトウェアのアップデートを行う。ソフトウェアのアップデートに際しては、システムのアップデートが原因となるトラブルが発生しないようアップデート内容を確認のうえ行うこと。
- (3) 担当者(新潟庁舎)の要求に応じてシステムのセキュリティ状況を報告する。

5-4. 不具合発生時の対応業務

リモート点検において不具合が発見されリモート作業で対応できない場合には、直ちに訪問処置を行う。また、軽微な不具合については担当者(新潟庁舎)に報告し指示を受ける。

故障発生時には、受信データ取得および既存データに支障等を来さないよう迅速な修理調整対応等を行うこと。ここで言う迅速な修理対応期間とは、土日や祝日を除く数日程度(1~2 日以内)であることを示す。

保守点検に必要な工具及び計測機器類等の使用機材は設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。その費用負担等が不明確なものについては双方協議のうえ決定する。

ハードウェア障害によりシステムが停止した場合、ハードウェアの復旧は当機構で行うが、OS インストール、システム再インストールの作業は受注者が実施する。

本業務の施行に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう十分注意するものとする。万一損害等を与えた場合には、直ちに監督職員に報告しその指示に従い完全に復旧させること。なお、これらにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

6. 提出書類

- (1) 保守点検報告書(工程明記):3 部
- (2) システム修正作業に伴う変更プログラムとマニュアルの提出:3 式

(磁気媒体および冊子)

7. 試験・検査

新潟庁舎納入時に、報告書および標記システムが仕様書の記載事項を満たしているか試験・検査を実施する。

8. 保証

検収日より1年間は無償保証期間とする。保証期間内に、受注者の責任による欠陥が発見された場合には、受注者の負担にて当機構の指定する期日までに修正する。全てのシステム改修作業に関する責任は、受注者が負うこと。

9. 著作権等および守秘義務その他

本業務によって作成された成果物に関する所有権、著作権等の全ての権利は、当機構に帰属するものとする。

本業務の入札ならびに受注後の施行過程で知り得た秘密等を第三者に漏洩してはならない。また著作権、特許権その他第三者の権利の対象になっている保守点検方法等の使用に関してはその費用負担及び使用交渉の一切を受注者の責任において行う。

10. 資格要件

- (1) 本業務は、海洋学の知識を要することから、海洋学分野での業務経験を有すること。
- (2) 本システムで使用する OS およびプログラム言語での開発経験を有すること。

11. その他

- (1) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、担当者(新潟庁舎)と協議し、その指示に従う。
- (2) 現行システムは試験研究機関からのデータを常時受け入れるだけでなく、地先海域の予測結果を迅速に情報発信させ漁海況に役立てる必要がある。トラブルやシステム移行による長期の運用停止は不可能であるため、現行システム修正業務に際してはプログラム全体の中身を十分に調査・解析するとともに、広範囲に亘る改変箇所を特定した上で修正業務を行うこと。なお、修正作業テストは受注者によって準備するシステム機器にてシステム全体について試験を十分行った上で、各運用サーバへ反映させること。
- (3) システムを保守する上で、機構およびデジタルコミュニティサーバにアクセスするが、セキュリティ確保のため、アクセス元を特定できる固定の IP アドレスを有すること。
- (4) システム全体についての試験には、地方自治体水産機関データに関する機器フォーマットや精度に関して把握して作業に従事し、システムのどの部分に異常が生じているか独自に判断する必要がある。改変業務中に不具合等が生じた場合は、受注者側でその不具合の原因切り分け作業を実施して速やかに対処すること。

国立研究開発法人水産研究・教育機構における 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）から情報処理業務の委任等を受けた請負者（以下「請負者」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委託等に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

第1 情報セキュリティポリシーを踏まえた情報処理業務の履行

請負者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

第2 定義

この特記仕様書において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、統一基準による。

- (1) 個人情報 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第2条に規定する個人情報及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に規定する個人番号をいう。
- (2) 要機密情報 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報をいう。
- (3) 業務 機構の保有する個人情報及び要機密情報をコンピュータ等により処理する情報処理業務であって、業務の一部又は全部について、契約をもって機構外の者に実施させることをいう。委任、準委任、請負等の契約形態を問わないものとする。
- (4) 契約目的物 仕様書等で機構が指定する物件をいう。
- (5) 成果物 契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した出力帳票及び電磁的記録物等をいう。
- (6) 機構からの貸与品等 この契約に基づく業務を処理するため、機構が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる個人情報等並びに要機密情報をいう。承諾を得て複写あるいは複製したものを含むものとする。

第3 業務の実施体制

- (1) 請負者は、契約締結後直ちに業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記

仕様書を遵守し業務を請け負う旨の誓約を書面にし、機構に提出すること。

- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、請負者は速やかに変更内容を機構に提出すること。

第4 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 請負者は、この契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員に周知徹底し、遵守させること。
- (2) 請負者は、(1)の実施状況を書面にし、機構に提出すること。

第5 情報の保持と目的外使用の禁止

請負者は、この契約の履行により知り得た個人情報、要機密情報、契約目的物及び成果物を第三者に提供してはならない。また、他の用途に使用してはならない。

第6 複写及び複製の禁止

請負者は、機構からの貸与品等を機構の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。なお、承諾を得て複写あるいは複製したものについても、第5の規定を遵守すること。

第7 作業場所以外への持出禁止

請負者は、機構が指示又は承認する場合を除き、機構からの貸与品等について、第3(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

第8 情報の保管及び管理

請負者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
- a 業務を実施する施設等の入退室管理
 - b 機構からの貸与品等の使用及び保管管理
 - c 契約目的物、成果物の作成、使用及び保管管理
 - d その他、仕様書等で指定したもの
- (イ) 機構から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

- (ア) 機構からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに機構に返還すること。
- (イ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電

磁的記録媒体等一切の有形物) (以下「記録媒体」という。) については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日を明示した書面で機構に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、あらかじめ機構の承諾を得て、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び機構からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び要機密情報の取扱いに係る事項

機構からの貸与品等、契約目的物及び成果物に含まれる情報で既に公知の情報、機構から請負者に提示した後に請負者の責めによらないで公知となった情報、及び機構と請負者による事前の合意がある情報は、要機密情報に含まれないものとする。個人情報及び要機密情報の取扱いについて、請負者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び要機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び要機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び要機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 機構から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を機構に提出し報告すること。

エ 個人情報及び要機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講ずること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び要機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得たうえで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び要機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び要機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、請負者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点

から、機構に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、機構は必要に応じて請負者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 業務の従事者に対し、個人情報及び要機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて機構に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

第9 機構の施設内での作業

(1) 請負者は、業務の実施に当たり、機構の施設内で作業を行う必要がある場合には、機構に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 機構は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 請負者は、機構の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、請負者の定めるものを適用すること。

イ 請負者の発行する身分証明書を携帯し、機構の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 請負者の名称入りネームプレートを常に着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し機構が指示すること。

第10 再委託の取扱い

(1) 請負者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び要機密情報について明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、要機密情報、記録媒体の保管及び管理体制について明記すること。）

ク 再委託先が第1及び第3から第9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、機構が指定する事項

- (3) 第1及び第3から第9までに定める事項については、請負者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、請負者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第11 実地調査及び指示等

- (1) 機構は、必要があると認める場合には、請負者の作業場所の実地調査を含む請負者の作業状況の調査及び請負者に対する業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 請負者は、(1)の規定に基づき、機構から作業状況の調査の実施要求又は業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 機構は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとし、請負者は、再委託先にその承諾を得ておかななければならない。

第12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 請負者又は再委託先において、第3から第9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、これらの行為を差し止めることができる。
- (3) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって機構が損害を被った場合には、機構は請負者に損害賠償を請求することができる。機構が請求する損害賠償額は、機構が実際に被った全ての損害額とする。

第13 存続

第5、第6及び第12の規定は、本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとする。